

○可燃ごみ集積所設置にかかる要件について

- ・概ね8戸以上の世帯の増加が見込まれること。
- ・既存の町内会の集積所より概ね 50m以上離れていること。
(アパート等の専用の集積所を除く)
- ・原則、集積所の搬出口が公道に面していること。
- ・集積所に至る道路が原則公道であること。
(一部私道を含む場合は、所有者・隣接する住民及び市政協力員の同意を得ること)
- ・集積所にいたる道路は、概ね 3m 道幅を有すること。
(収集車とその他車両が離合できる道幅が必要)
- ・原則収集車がバックしないで済むこと。もしくは敷地内の通り抜けが出来ること。
(Uターンする場合は十分な場所が必要。)
- ・集積所での収集作業が安全に行うことができる場所であること。
- ・道路交通法その他法令に抵触しない場所であること。
- ・集積所は、ごみが飛散または流出しないようにすること。
(収納する容器または、ネットを用意すること)

※ごみ集積所に設置するネットや、ごみ収集ボックス等は集積所の管理者等でご準備してください。なお、ごみ集積所設置に関しての市からの補助金はありません。

※ごみ収集ボックス等を設置される際は、形式・容量等の事前相談を行ってください。

